

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第92号

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 条例第5条第1号から第3号までに掲げるもの 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日

(2) 条例第5条第4号に掲げるもの 使用日の1箇月前の日

第4条を次のように改める。

(使用料)

第4条 条例別表第2に掲げる付属設備の使用料は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える

別表（第4条関係）

区 分	単 位	使 用 料	
		青 少 年 等	その他のもの
照 明 設 備	一式につき1時間	1,000円	2,100円

備考1 「青少年等」とは、条例第5条第1号から第3号までに掲げるものをいう。

2 照明設備を準備、練習等のために使用する場合の使用料は、この表により計算した額の10分の7に相当する額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第1号様式注以外の部分中

「

使用する人数	人	人	人	人
--------	---	---	---	---

を

」

「

使用する人数	13歳以上 23歳未満	人	人	人	人
	23歳以上 31歳未満				
	その他				
	合計				

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)